

議長	それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について、地区担当委員の河野和昭推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推4番	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について、6月22日、小谷野伸一委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は、大字芦荻場字西原地内にある畑1筆1，565㎡及び大字平松字小原地内にある畑1筆591㎡です。 現況は、大字芦荻場字西原地内につきましては、作付けがされており、大字平松字小原地内につきましては、農地中間管理機構を通じて貸し付けがされております。 譲受人は、申請地を取得し農業経営を拡大及び共有持分を譲受け、単有とするために申請されとのことです。 譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、大字芦荻場字西原地内につきましては、カボチャ、キュウリなどの露地野菜を作付けするとのことです。 大字平松字小原地内につきましては、先ほどの説明のとおり、農地中間管理機構を通じて、貸し付けを行っているとのことです。 また、通作については自宅から5分程度の場所とのことです。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転については、適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、河野和昭推進委員の説明のとおりです。 譲受人は、飯能市内在住です。このたび、親族が所有する農地を譲り受け、農業経営を拡大したく申請するものでございます。 譲受人の農作業の経験については、35年の経験があります。 譲受人からはキュウリ、タマネギなどの作付け計画が提出されております。 なお、大字平松地内の農地については、農地中間管理機構を通じて、貸し付けを行っております。 また、通作に関してですが、それぞれ車で5分以内の場所ですので問題はありません。 こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和8年6月5日、同日農業委員会受付となっております。 次に、審査基準のうち該当する5つについて御説明します。 1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。 2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター1台、耕うん機1台、刈払機2台を所有しております。 3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。 5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただきました小谷野伸一委員、何かございますか。
8 番	特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか
議長	【なしの声あり】 無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。

	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2及び3-3について、地区担当委員の伊東裕彰推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推8番	農地法第3条の整理番号3-2及び3-3について6月18日、江原良弘委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は、大字落合字三島下地内にある畑3筆2, 128㎡で、現況は、ブルーベリーが作付けされている状況です。 借受人は、申請地を借受け農業経営を拡大するために申請されるということです。 借受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、ブルーベリーを作付けすることです。 また、通作については、自宅から車で約15分の場所ということです。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、借受人への賃借権設定については、適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2及び3-3について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、伊東裕彰推進委員の説明のとおりです。 借受人は、飯能市内在住です。このたび、農業経営を拡大したく申請するものでございます。 借受人の農作業の経験については、2年の経験があります。 借受人からは、ブルーベリーの作付け計画が提出されております。 また、通作に関してですが、車で約15分の場所ですので問題はありません。 こうしたところから、申請農地を借り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和8年6月5日、同日農業委員会受付となっております。 次に、審査基準のうち該当する5つについて御説明します。 1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。 2つ目、機械の所有状況ですが、管理機2台を所有しています。 3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2

	項4号には該当しません。 5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査しましたが、特にございません。 ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。
8番	収穫したブルーベリーの販路について、教えてください。
事務局	譲受人が経営する法人が所有している飲食店のメニューとして使用しまた、ジャムなどの加工品にする予定があると聞き取りをしております。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
5番	ブルーベリーについては、鳥による食害が発生する可能性がありますので、防鳥ネット等の対策は必要であると考えます。
事務局	当意見につきまして、事務局から代理人を通じて、譲受人にお伝えします。
議長	他にご質問ございますでしょうか。 【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。 【なしの声あり】

議長	無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について、地区担当委員の伊東裕彰推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推8番	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-4について、6月18日に江原良弘委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は、大字落合字川渕地内にある田1筆336㎡で、現況は、水稻が作付けされている状況です。 借受人は、申請地を取得し農業経営を開始するために申請されるということです。 借受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、水稻を作付けするということです。 また、通作については自宅から自転車で10分の場所ということです。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、借受人への使用貸借権設定については、適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、伊東裕彰推進委員の説明のとおりです。 借受人は、飯能市内在住です。このたび、農業経営を開始したく申請するものでございます。 借受人の農作業の経験については、10年の経験があります。 借受人からは、稲の作付け計画が提出されております。 また、通作に関してですが、自転車で約10分の場所ですので問題はありません。 こうしたところから、申請農地を借り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和8年6月5日、同日農業委員会受付となっております。 次に、審査基準のうち該当する5つについて御説明します。

	1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。 2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台をリース予定です。 3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。 5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査しましたが、特にございません。 ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－4について、何かご意見、ご質問等ございますか。 【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－4について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－5について、地区担当委員の伊東裕彰推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推8番	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3－5について、6月18日に江原良弘委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は、大字落合字川渕地内にある田1筆757㎡で、現況は、水稻が作付けされている状況です。 借受人は、申請地を取得し農業経営を開始するために申請されるということです。 借受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、水稻を作付けするということです。 また、通作については自宅から車で20分の場所ということです。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、借受人への使用貸借権設定については、適当であると考えます。

	説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－5 について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、伊東裕彰推進委員の説明のとおりです。 借受人は、飯能市内在住です。このたび、農業経営を開始したく申請するものでございます。 借受人の農作業の経験については、10 年の経験があります。 借受人からは、稲の作付け計画が提出されております。 また、通作に関してですが、車で約 20 分の場所ですので問題はありません。 こうしたところから、申請農地を借り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和 8 年 6 月 5 日、同日農業委員会受付となっております。 次に、審査基準のうち該当する 5 つについて御説明します。 1 つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございませぬ。 2 つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機 1 台、ハーベスター 1 台をリース予定です。 3 つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 4 つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3 条 2 項 4 号には該当しません。 5 つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査しましたが、特にございませぬ。 ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－5 について、何かご意見、ご質問等ございますか。
1 番	田を貸借するにあたって、水利の確保が必要かと思います。 また、こちらの水利の管理は誰が行っているのでしょうか。
事務局	水利の管理については、落合水利組合が行っております。 水利の確保については、貸借をするうえで、土地所有者の方が水利組合員であることから、調整済です。

	また、借受人は、毎年水利組合が行っている水路の管理作業に参加するなど、地域との調和するために努めているところです。
議長	他にご質問ございますでしょうか。 【なしの声あり】
7 番	こちらの田はこれまで管理されていたのでしょうか。 田は管理を続けないと、荒れてしまい、再生するのは大変だと思うので、お伺いします。
議長	5 年ほど前までは作付けされておりましたが、その後は、保全管理されている状況でした。 他にご質問ございますでしょうか。 【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－5 について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－6 について、地区担当委員の柏崎光一推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推 3 番	農地法第 3 条の整理番号 3－6 について 6 月 1 9 日、大野忠司委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は、大字下赤工字落合地内にある畑 1 筆 3 0 3 m²で、現況は、保全管理されております。 譲受人は、申請地を取得し農業経営を開始するために申請されるということです。 譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、ジャガイモ、ピーマンなどの露地野菜を作付けすることです。 また、通作については自宅と隣接している場所ということです。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転については、適当であると考えます。 説明は以上です。

議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－6 について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、柏崎光一推進委員の説明のとおりです。 譲受人は、飯能市内在住です。このたび、自宅の隣接地である農地を譲り受け、農業経営を開始したく申請するものでございます。 譲受人の農作業の経験については、3 年半の経験があります 譲受人からは、ジャガイモ、ピーマン、トマト等の作付け計画が提出されております。 また、通作に関してですが、自宅の隣接地の場所ですので問題はありません。 こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和 8 年 6 月 5 日、同日農業委員会受付となっております。 次に、審査基準のうち該当する 5 つについて御説明します。 1 つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。 2 つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機 1 台を導入予定です。 3 つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 4 つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3 条 2 項 4 号には該当しません。 5 つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただきました大野忠司委員、何かございますか。
1 番	特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－6 について、何かご意見、ご質問等ございますか。 【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－6 について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。

議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－7について、地区担当委員の塩野吉正推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推5番	農地法第3条の整理番号3－7について6月22日、大久保博司委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は、大字上名栗字姥神地内にある畑4筆1, 875㎡です。 現況は、大字上名栗字姥神1413番1については、耕うん管理されており、いつでも作付けできる状態になっております。 また、残る大字上名栗字姥神1407番、1412番1、1413番4については、斜面地となっており、ワラビが自生しております。 譲受人は、申請地を取得し農業経営を開始するために申請されるということです。 譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、大字上名栗字姥神1413番1については、シソやキュウリ、ネギなどの作付け計画が提出されております。 また、当該農地がシカやイノシシなどの獣害を想定しており、柵の設置を計画しているということです。 次に大字上名栗字姥神については、ワラビなどの山菜が採れることから、管理作業と並行して収穫する予定となっているということです。 今回、申請人は隣接する宅地で飲食店を開業する予定であり、ワラビなどの山菜の他、露地野菜についても飲食店のメニューとして活用し、地産地消を図りたいということです。 そして、通作については、飲食店予定地と隣接している場所ということです。 今回、取得する農地面積が大きくはありますが、現在の農地所有者の親戚がこれまで当該農地を管理していたことから、所有権移転後も指導を受けながらの作付や管理作業を行うと聞いております。 以上のことから、担い手のいないこの場所で農業経営を開始し、農地が再生するということを踏まえ、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転については、適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－7について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

	現地の状況については塩野吉正推進委員の説明のとおりです。 譲受人は、練馬区に自宅がありますが、柳町地内に所有する居宅と合わせて、二拠点で生活をしています。 申請人は、大字上名栗地内の土地建物を取得し、同場所において飲食店を開業することを計画しており、令和8年4月27日に埼玉県狭山保健所の営業許可を受けております。 このたび、農業経営を開始したく申請するものでございます。 譲受人の農作業の経験についてはございませんが、上名栗地内にて8年の農作業の経験がある知人の指導を受ける予定となっております。 譲受人からはシソ、キュウリ、ネギなどの作付け計画が提出されている他、申請地のうち、1407番、1412番1、1413番4については、ワラビなどの山菜が採れることから、管理作業と並行して収穫する予定となっております。 また、通作に関してですが、いずれも飲食店予定地の近接地ですので問題はありません。 こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和8年6月5日、同日農業委員会受付となっております。 次に、審査基準のうち該当する5つについて御説明します。 1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。 2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台所有しています。 3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。 5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただきました大久保博司委員、何かございますか。
10番	特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－7について、何かご意見、ご質問等ございますか。 【なしの声あり】

議長	無いようでしたら、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－7 について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局より、説明をお願いします。
事務局長	議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請の整理番号 4－1 について、地区担当委員の河野和昭推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推 4 番	農地法第 4 条の整理番号 4－1 について、6 月 22 日、小谷野伸一委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は、大字芦荻場字久保地内にある畑 1 筆 3, 094 m²のうち 405 m²です。 農地の現況は、保全管理されていました。 また、この一時転用による周辺農地への影響ですが、特段ないと考えられます。 以上、現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請の整理番号 4－1 について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、河野和昭推進委員の説明のとおりです。 申請者は、大字芦荻場地内でブドウや梨を生産・直売している農家の方です。 生産物は全て直売や地方発送を行っております。直売時期は 8 月からで

すが、直売所での販売が始まると、午前9時半の開店時間の前からお客さんが来られます。多い時には20台程度の乗用車で、来客があり、店舗の前の市道に並んでしまいます。店舗のある敷地には6台の駐車スペースしかなく、前面の市道が渋滞することになり、通行に支障を及ぼすなど迷惑をかけてしまいます。

このことから販売の始まる8月から、撤去作業を考慮し10月末までを申請期間とし、申請地を駐車場としたいと申請するものです。

なお、今回の申請は一時転用となります。工事完了後は、農地に回復することとなっております。

申請年月日は、令和8年6月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、資金調達計画として、転用行為に必要な資力信用ですが、そのまゝの状態を使用することから整地費用等は掛からないということで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただきました小谷野伸一委員、何かございますか。

8 番

申請人は、大字芦荻場地内でぶどう園を営んでおり、毎年同時期に一時転用許可申請をしております。

そのため、特段問題ないと考えております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。

担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4－1について、許可すべきものとして賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局より、説明をお願いします。
事務局長	議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について、地区担当委員の伊東裕彰推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推8番	農地法第5条の整理番号5－1について、6月18日、江原良弘委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は、大字落合字杉下地内にある畑2筆328㎡です。 農地の現況は、保全管理されていました。 また、この転用による周辺農地への影響ですが、特段ないと考えられます。 以上、現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については伊東裕彰推進委員の説明のとおりです。

	申請人は、飯能市内在住であり、現在申請人の実家で生活をしております。 しかし、現在の住居は実家の一部を利用している状況であり、居室数や収納スペースが十分ではなく、子どもの成長に伴い生活空間が手狭となっていることから、現在の生活環境を維持しながら、子育て支援及び将来的な親族間の支援体制を確保できることを条件として検討を行いました。 その結果、申請人の父が所有する実家の隣接地を紹介されました。 こちらの場所であれば、実家からの距離が近く、子育てにおける支援や将来的な両親の介護等にも対応しやすいことから、当該申請地に住宅を建築したく申請をするものです。 申請年月日は、令和8年6月5日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。 農地区分は第2種農地に該当します。 次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。 1つ目、造成費、建築費に対し、土地購入費のうち一部は支払い済みであり、残額は融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。 2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。 3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。 4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。 5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。 6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。 7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。 8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査しましたが、特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について、何かご意見、ご質問等ございますか。
5 番	申請地北側に位置する隣接農地の土地所有者を教えてください。

事務局	貸渡人です。
議長	他にご質問ございますでしょうか。 【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－2について、地区担当委員の松本健一推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推9番	農地法第5条の整理番号5－2について、6月22日、新井安典委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は、大字下加治字向台地内にある畑1筆485㎡です。 農地の現況は、保全管理されていきました。 また、この転用による周辺農地への影響ですが、特段ないと考えられます。 以上、現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－2について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、松本健一推進委員の説明のとおりです。 申請人は、飯能市内在住であり、現在申請人の実家で生活しております。 しかし、家族構成の変化に伴い、現在の住居が手狭であるため、より広々とした、子育てに適した住環境を整えることが必要となりました。 また、両親から育児の支援を受けるとともに、将来的には、申請人の父

議長

9 番

議長

が所有する農地を含む土地の管理など行うことを見据え、実家に近接した場所で一戸建専用住宅を建築したく用地を選定していたところ、申請人の父が所有する申請地が条件に見合うため、申請地を一戸建専用住宅用地として利用したく申請をするものです。

申請年月日は、令和8年6月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある、農地以外の農地であって」、「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地」と判断でき、第1種農地に該当します。第1種農地の不許可の例外として「地域の農業の振興に資する施設として掲げるもの」のなかで「周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されているもの」で「集团的に存在する農地をさん食し、又は分断するおそれがない」ものであって「既存の集落と申請に係る農地の距離が最小限と認められるもの」と判断できます。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、造成費、建築費に対し、全額融資にて関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

同行して調査していただきました新井安典委員、何かございますか。

特にございません。

ただいまから質疑に入らせていただきます。

担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－2について、許可すべきものとして賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－3について、地区担当委員の柏崎光一推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推3番	農地法第5条の整理番号5－3について、6月19日、大野忠司委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は、大字赤沢字中屋敷地内にある畑1筆479㎡です。 農地の現況は、保全管理されていまして。 また、この転用による周辺農地への影響ですが、特段ないと考えられます。 以上、現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－3について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については柏崎光一推進委員の説明のとおりです。 申請人は、東京都東村山市在住です。 申請人は、以前より自然豊かな環境で、釣りや森林浴、家庭菜園を楽しみながら暮らしたいという強い希望を持っており、移住先を探し始めました。 条件として、職場がある入間市まで車で30分程度の距離であり、自然豊かな環境であること、そして、自動車4台とバイク4台分を置くことができ、家庭菜園も可能な面積であることを条件としました。 その結果、職場からの通勤圏内であり、住宅や車庫を建築することや家庭菜園が可能な土地を見つけました。

	こうしたことから、当該申請地に住宅を建築したく申請をするものです。 申請年月日は、令和8年6月5日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。 農地区分は第2種農地に該当します。 次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。 1つ目、資金調達計画として、土地購入費、建築費に対し、自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。 2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。 3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。 4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。。 5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。 6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。 7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。 8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただきました大野忠司委員、何かございますか。
1 番	特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－3について、何かご意見、ご質問等ございますか。 【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－3について、許可すべきものとして賛成の方は挙手を願います。 【全員挙手】

議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－4について、地区担当委員の柏崎光一推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推3番	農地法第5条の整理番号5－4について、6月19日、大野忠司委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は、大字下赤工字落合地内にある畑4筆260.11㎡です。 農地の現況は、保全管理されていきました。 また、この転用による周辺農地への影響ですが、特段ないと考えられます。 以上、現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－4について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、柏崎光一推進委員の説明のとおりです。 申請人は、クラシックカーを4台所有しており、うち1台は現住所地に駐車していますが、残る3台は所沢市内にある旧宅敷地に駐車しております。 この度、所沢市の自宅を処分することとなり、所有車両3台を飯能市の現住所へ移動させる必要が生じました。 しかし、住宅は複数台の自動車を駐車するスペースはありませんでした。 そこで、自宅から目の届く範囲で駐車場として使用できる土地を探したところ、自宅の隣接地である農地を見つけました。 当該土地であれば、自動車3台分の車庫と1台分の駐車場を設置できるだけでなく、防犯上も適しています。 そうしたことから、当該申請地を宅地拡張及び道路後退分といたく申請をするものです。 申請年月日は、令和8年6月5日、同日農業委員会受付となっております。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。 農地区分は第2種農地に該当します。 次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

	1 つ目、資金調達計画として、土地購入費、建築費に対し、土地購入費のうち一部は支払い済みであり、残額は全額自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。 2 つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。 3 つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。 4 つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はありません。 5 つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。 6 つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。 7 つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。 8 つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただきました大野忠司委員、何かございますか。
1 番	特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5－4 について、何かご意見、ご質問等ございますか。
5 番	転用の理由の中に、所有する車両 3 台を飯能市の現住所へ移動させる必要が生じたというところで、趣味性が高い車両の保管のための転用は、必要性として認められるものなののでしょうか。
事務局	必要性につきましては、所沢市の自宅を処分することとなり、所有車両 3 台を飯能市の現住所に移動させる必要が生じたというところを判断をしております。 また、委員お質しのとおり、住宅敷地を拡張するという目的であることから、土地の代替性も整理できております。
議長	他にご質問ございますでしょうか。 【なしの声あり】

議長	無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－4について、許可すべきものとして賛成の方は挙手を願います。
議長	【全員挙手】 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－5について、地区担当委員の塩野吉正推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推5番	農地法第5条の整理番号5－5について、6月22日、大久保博司委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は大字上名栗字姥神地内にある畑1筆269㎡です。 農地の現況は、保全管理されていました。 譲受人は、申請地と隣接する大字上名栗字姥神1406番地1に、飲食店を開業する予定となっており、令和8年4月に営業許可を取得しております。 次に開業する上での課題として、計画地は国際興業バスの終点である「湯の沢バス停」よりも奥まった場所にあることから、お客様の来店には車両の利用が不可欠であり、駐車スペースの確保が必要です。 また、県道から飲食店予定地まで、コンクリート敷の進入路がありますが、土地を調査したところ、この進入路が農地の一部にかかっていたそうです。 この進入路については、是正も検討したそうですが、当進入路は飲食店予定地の唯一の場所であり、また、斜面地であることから是正が極めて困難であることを現地でも確認しました。 以上のことから、今回、飲食店を開業するにあたって必要な4台分の駐車スペース及び飲食店予定地への進入路とするため申請をされるということです。 なお、この転用による周辺農地への影響ですが、特段ないと考えられます。 以上、現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、塩野吉正推進委員の説明のとおりです。

申請人は、飲食店を開業するにあたり、計画地は公共交通機関が通っていない場所であることから、お客様の来店には車両の利用が不可欠であり、最低でも4台分の駐車スペースの確保が必須条件となります。

また、県道青梅秩父線から飲食店予定地まで、コンクリートが敷設された進入路がありますが、土地を調査したところ、この進入路が農地の一部にかかっていることが判明しました。

是正も検討しましたが、当進入路は飲食店予定地の唯一の場所であること、また、地形が斜面地であり、既設の擁壁と一体化して施工されていることから、是正が極めて困難です。

そうしたところから、駐車場と進入路を確保するため、最低限必要な面積に分筆をしたうえで、当該申請地を駐車場及び進入路といたく申請をするものです。

申請年月日は、令和8年6月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、資金調達計画として、土地購入費、造成費に対し、全額自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただきました大久保博司委員、何かございますか。

10番

特にございません。

議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－5について、何かご意見、ご質問等ございますか。 【なしの声あり】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第4号農用地利用集積等促進計画（案）について審議いたします。
事務局長	議案第4号農用地利用集積等促進計画（案）について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 なお、詳細は担当から説明いたします。
事務局	それでは、議案第4号農用地利用集積等促進計画（案）について説明いたします。 はじめに、農用地利用集積等促進計画とは、「埼玉県農林公社」が農地中間管理権を得た農地について、借り手を飯能市が選定し、まとめたものです。 この計画を県知事が認可することで、「埼玉県農林公社」から担い手農家への農地の権利移動が行われます。 今回の議案では、市が作成した促進計画 について、農業委員会としての意見をお願いしております。 1人目の方は、消費者が農業に触れることができる体験型農場の運営だけでなく、果樹や山菜を地域直売所等へ出荷している企業で、平成31年1月に設立されました。 本社は飯能市美杉台にあります。 経営作目は、主に熱帯果樹や山菜です。 販路としては、地域直売所へ出荷、レストランへの卸しです。 今回の設定は、農地中間管理事業により、農地を設定するものです。 2人目の方は、令和5年3月末で2年間の研修期間を経て、「明日の農業担い手育成塾」を卒業し、同年4月から川崎・下川崎地区にて新規就農者として営農を開始しております。 自然栽培をベースとした農法で、経営作物は、麦、大豆、水稻、少量多品目の露地野菜です。 販路としては、個人宅への配送やレストランへの卸しです。

	今回の設定は、農地中間管理事業により、新たに農地を設定し営農拡大するものです。 3人目の方は、今回申請している農地で、10年前から山葡萄を栽培しています。 草生栽培をベースとした農法で、経営作目は、山葡萄です。 今回の設定は、平成28年に利用権設定による農用地の貸付として設定していた農地を、農地中間管理事業により、農地を設定するものです。 4人目の方は、飯能市に平成25年3月より就農しました。 令和2年度に認定農業者となり、農業経営拡大をしています。 化学肥料を使わない栽培方法で、経営作物は米、麦、大豆、露地野菜です。 販路としては、個人宅への季節の野菜セットの販売をメインに、地域直売所への卸しています。 今回の設定は、令和5年に利用権設定による農用地の貸付として設定していた農地を、農地中間管理事業により、農地を設定するものです。 このような実績からも借受け希望者である4名への農地の貸付は適切であると判断され、農用地利用集積等促進計画（案）が作成されております。 説明は以上です。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。
8 番	3人目の方について、山葡萄を作付するということですが、果樹の作付を目的とした場合、貸借期間が5年となるのは、期間として短いと考えますが、いかがでしょうか。
事務局	今回は、利用権設定で10年貸借していたものを更新という形となりますが、借受人の年齢を考慮して、今回は農地中間管理事業を通じて5年の貸借としています。 なお、借受人からは、現時点では5年後も更新する意向を聞き取りしております。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
8 番	賃料の根拠を教えてください。
事務局	10年前に利用権設定した金額と同額となります。

議長	他にご質問ございますでしょうか。
推 8 番	1 人目の方について、貸借期間が 20 年と長めですが、理由を教えてください。
事務局	1 人目の方については、施設栽培を目的としていることから、この期間で設定をしております。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、承認することといたします。 続きまして、報告第 1 号農地法第 4 条の規定による農地転用届出、報告第 2 号農地法第 5 条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。
	【なしの声あり】
議長	なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。 事務局より説明をお願いいたします。
	【付議案件 4「その他」に記載】
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を大野忠司会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和 8 年 6 月飯能市農業委員会総会を閉会します。